

男鹿市告示第94号

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月15日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市移住支援事業補助金交付要綱（令和元年男鹿市告示第9号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者要件)</p> <p>第3条 次の第1号の要件を満たし、かつ、<u>第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たす申請者を対象とする。</u></p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 ア (略) イ 移住先に関する要件 (ア) (略) (イ) 移住支援金の申請時において、<u>転入後1年以内</u>であること。 (ウ) (略) ウ (略)</p> <p>(2) 就職に関する要件 ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて<u>就業していること。</u></p>	<p>(対象者要件)</p> <p>第3条 次の第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たす申請者を対象とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 ア (略) イ 移住先に関する要件 (ア) (略) (イ) 移住支援金の申請時において、<u>転入後3か月以上1年以内</u>であること。 (ウ) (略) ウ (略)</p> <p>(2) 就職に関する要件 ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて<u>就業し、申請時において連続</u></p>

改正後	改正前
<p>(オ)～(ク) (略)</p> <p>イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び従業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて<u>就業していること</u>。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 申請者を含む二人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において<u>転入後 1 年以内</u>であること。</p> <p>オ (略)</p>	<p><u>して 3 か月以上在職していること</u>。</p> <p>(オ)～(ク) (略)</p> <p>イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び従業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて<u>就業し、申請時において連続して 3 か月以上在籍していること</u>。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 申請者を含む二人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において<u>転入後 3 か月以上 1 年以内</u>であること。</p> <p>オ (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。